

## 議 事

○上富刑事法制管理官 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会の第2回の会合を開会させていただきます。

なお、江畑検事は本日は欠席されております。

初めに、事務当局から本日の資料について確認をさせていただきます。

○佐藤刑事法制企画官 それでは、私、佐藤から説明させていただきます。

本日の資料は、まず最高裁から御提出いただきました資料であります「刑事通常第一審事件における終局人員及び被害者参加申出がなされた事件の終局人員」と題する書面です。平成21年から同23年までの3枚ものの1点です。この資料につきましては、この後、最高裁事務総局の香川課長から御説明いただくこととなっております。

続きまして、法務省事務局から配布した資料として、「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会 論点整理（案）」と題する書面。

続きまして、あすの会副代表幹事である高橋弁護士御提出の資料ですが、「提言集の論点一覧表」と題する書面、それから、参考資料として「提言書」及び「別冊（事例報告集）」と題する冊子の3点があります。

次に、ハートバンド代表の前田さん御提出の資料ですが、意見書ということで「意見交換会で取り上げるべき追加のテーマ等について」と題するもの。それから、参考資料として「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度と司法に対する信頼に与える影響」と題する書面の2点があります。

次に、武内弁護士御提出の資料ですが、まず配布資料として「意見交換会で取り上げるべきテーマ」と題する書面、それから、同じく配布資料として日弁連作成の平成24年3月15日付「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」と題する書面の2点です。

次に、奥村弁護士御提出の資料ですが、意見書として「取り上げるテーマについて」と題するもの、それから、日弁連作成の平成24年11月15日付「現行の被害者参加制度の見直しに関する意見書」の2点でございます。

資料としては、以上です。

○上富刑事法制管理官 本日は、まず前回の意見交換会で当局から御説明いたしました被害者参加申出のあった事件の終局人員に関する統計資料に関連いたしまして、最高裁から新たに資料の御提供がありましたので、香川課長から御説明いただきます。

お願いいたします。

○香川最高裁判事局第二課長 最高裁の香川でございます。

前回、法務省で作成されました表が元々最高裁で発行しております司法統計年報を基にしておりましてところ、元々の司法統計年報の罪名の区分自体がちょっと大ざっぱ過ぎまして、委員の方からちょっと分かりにくいという御指摘があったかと記憶しております。そういう意味では、司法統計年報が基でちょっと御迷惑をお掛けしてしまったなと思っておりますところございまして、最高裁で確認をいたしましたところ、もう少し細かい罪名別のデータがございましたので、前回法務省でお作りいただいた表を詳しくするような形の体裁の表に、最高裁で作ってお持ちいたしました。これについて若干説明させていただきますと思います。

ちょっと表の見方に関しまして、やや誤解を招きやすい点があるかと思っておりますので説明させていただきます。この表、例えば平成21年で御覧いただきますと、左の方に罪名が書いてございまして、大きな一番上のくぐりの「わいせつ、<sup>かん</sup>姦淫及び重婚の罪」というものは、前回法務省でお作りいただいたくぐりと同じものでございます。その中に最高裁で確認いたしましたところ、被害者参加対象罪名としてここに書かせていただいた六つの罪名が入っていたというのが分かりました。この罪名ごとに終局人員全件数と、その中で被害者参加の申出のあった事件の終局人員をとったというものでございます。

この「(注)1」を御覧いただきたいのでございますが、ここで言います終局人員と申しますのは、終局した被告人の人員ということでございまして、この意味は例えば一人の被告人が数件の対象犯罪を連続して起こしたような場合で、したがって、被害者参加ができる被害者の方が複数いる場合でも、被告人の刑事裁判は一つですので、終局人員としては1名と計上されるということになります。実際に被害者参加された被害者の数が多いという場合もございまして、一番右側の「参考」というところで「参加を申し出た被害者等の数」というのをいささせていただきますが、こちらの方が数字が大きい場合があるということになってございます。

それから「(注)2」の説明をさせていただきますが、今最後に説明いたしました被害者等の数につきましては、これは実際に被害者参加された実数ではなくて、延べの数に

なっております。この延べという意味はどういう意味かと申しますと、例えば二人の共犯者が一人の被害者に対して対象犯罪に及んだような場合を考えると、当該被害者の方が、例えば二人が共同被告人とされている審理に参加したという場合に、終局人員は二人と出るのでございますが、参加した被害者の方はお一人であるにもかかわらず、二人の被告人の事件に参加しておりますので、この場合の参加を申し出た被害者等の数は二人というふうに出るということとなります。これが延べという意味でございます。

続いて「(注)3」で書いてございますけれども、この罪名が例えば殺人ですとか、傷害ですとか、この罪名は、裁判所の定義では処断罪名と申しまして、被告人がいくつか犯罪を犯して有罪になった場合には、一番重い犯罪。仮に無罪でありますと、起訴された罪名の中で一番重い罪名というくくりになってございます。そうしますと、例えば同じ被告人が傷害罪を起こし、かつ例えば覚せい剤の営利目的所持の罪も同時に犯す。この二つの罪で併せて裁判になるというようなケースを考えると、被害者参加対象罪名は傷害罪ということでございますが、処断罪名が重い罪は実は覚せい剤取締法違反の罪の方になりますので、その場合には覚せい剤取締法違反の罪が統計年報上は取られる。そうすると、統計を取りますと覚せい剤取締法違反で被害者参加1件と、変な数字になるんですけども、実は覚せい剤取締法違反の罪ではなくて傷害なんですけれども、それは統計上出てこない。この「傷害の罪」の中の傷害罪の人数に入っていないというようなことになってしまうということでございます。

このようにこの表、少し細かく罪名としてお出しいたしましたが、若干実態という点からすると正確に表しているものではない可能性もあるということを御留意の上、表を御覧いただければと思っております。

以上です。

- 上富刑事法制管理官 ただ今の御説明に対して、御質問がありましたらどうぞ。
- 奥村弁護士 確認ですけれども、心情意見陳述のみというのは入っていないということによろしいんですね。
- 香川刑事局第二課長 入っておりません。
- 上富刑事法制管理官 ほかに御質問ございますか。

よろしければ、次に3月15日に閣議決定されました被害者参加人に対する旅費等支給制度と被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和に関する法律案につきまして、当局の刑事法制企画官の佐藤から説明させていただきます。

○佐藤刑事法制企画官 平成23年3月に閣議決定されました第二次犯罪被害者等基本計画におきましては、法務省における検討事項として、一つ目として被害者参加人への旅費等の支給に関する検討及び、二つ目として被害者参加人のための国選弁護士制度における資力要件の緩和に関する検討が盛り込まれております。当省では、犯罪被害者団体や被害者支援団体の皆様から御意見、御要望を伺う一方、関係機関との間で協議を行うなどして検討を重ねてまいりましたが、去る3月15日、公判期日等に出席した被害者参加人に対する旅費等の支給及び国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和に関する法整備を内容とする、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律案」が閣議決定され国会に提出されました。

この法律案の要点を説明いたしますと、被害者参加人に対する旅費等の支給に関しましては、被害者参加人は裁判所を経由して請求書等を日本司法支援センターに提出し、日本司法支援センターから旅費、日当及び宿泊料の支払を受けられることとしております。

また、国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る要件の緩和に関しましては、被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案する期間も、これまでの3月間から6月間に伸長することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することとしております。この法律案については、今後国会において審議がなされる予定です。

当局からは、以上です。

○上富刑事法制管理官 ただ今の説明に対して、御質問はございませんか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 質問といたしますか簡単な要望なんですけれども、これは裁判所におかれましても、できるだけその日のうちに法テラスの方に書面を出していただいて、法テラスの方はできるだけ1週間以内に支給していただけるようお願いしたいというお願いでございます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに御質問などございましたら伺いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次にこの意見交換会で議論をすべきテーマや議論の順序などについて意見交換していただきたいと思っております。議論すべきテーマについて御意見がある方につきましては、事前に書面をお送りいただくようお願いしたところですが、奥村弁護士、そ

れからあすの会・副代表幹事の高橋弁護士，武内弁護士，ハートバンド代表の前田さんからそれぞれ御意見をいただいております。これらの御意見や，前回お配りした被害者団体の方々などに対するヒアリングで出された主な要望事項を基にしまして，事務局で，議論のたたき台として論点ごとに分類分けをして項目として挙げたものが，本日，事務局から配布いたしました論点整理案でございます。

まずは御出席の方々の御意見について，意見を御提出いただいた方からそれぞれ御説明をいただきたいと思っております。また，御意見を書いた書面以外に配布資料を御提出いただいた方もいらっしゃると思いますが，その場合は併せて資料の御説明もお願いいたします。

では，高橋弁護士からよろしくお願ひいたします。

**○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** まず配布した資料なのですが，この提言書と別冊であり，まず提言書の方は別冊の事例報告に基づいて作っております。犯罪被害者支援弁護士フォーラムという団体がありまして，そこで約2年半の間に17件の被害者参加事件を担当して，それに基づいてこんな問題点が運用上あるいは法改正上あり得るということをもとめたのが，この提言集であります。

たくさん論点があるのですが，ある程度めり張りをつけて御説明させていただきたいと思っております。まず，参加人の範囲のところであります。これは法務省でも論点でまとめていただいた中に入っている論点であります。ここに甥おいと姪めい，さらには事実上の養子と夫婦も被害者参加人に含めてほしいと思っております。そのやはり実態はどういうことかといいますと，例えば刑事ではなくて民事の事件なのですが，遺産分割なんかは私たち弁護士としてたくさんやります。そういったときに，遺言書を見ると受遺者によく甥おいとか姪めいが書いてあるんです。つまりこれはどういうことかといったら，生活の親族関係の実態です。実態は，甥おいと姪めいとの間の方が非常に親密である。そういうことが結構たくさんあるわけでありまして。それが実際に刑事事件に発展して殺害されたということになると，つまりおじさん，おばさんが殺害されたということになると，そのおじさん，おばさんをよくずっと面倒を見ていたのは実は甥おいと姪めいであって子供たちではない。そういうことが結構，ままあったんです。ですから，是非ともそういった実態に着目していただいて，甥おいと姪めい，あるいは事実上の親子，配偶者にも認めていただきたいということでありまして。

事実上の親子の場合，もっとこれは切実なものがあります。事実上の親子じゃなくて本当の親子だとずっと思っていた。ところが，殺されてみたら，事実上の親子にすぎなかったということが分かったということがあるんです。ですから，やはり実態をよく見

て参加できる範囲を決めていただきたいというのが、こちらの第一の要望であります。

続いて、国選被害者参加弁護士の複数選定。これはちょっと私、力説をさせていただきたいところでもあります。なかなか、やはりこの被害者参加制度というのは全くの新しい制度なものですから、弁護士もそうですが、裁判所も検察官もなかなか被害者を支援する弁護士の役割というものをよく捉え切れていない。そういうところがあると思います。形式的に見るとただ単に被害者の横に弁護士が座っていて、何となく精神的にフォローしているだけかなと、そういうふうにも見えてしまうんです。

ところが実態は全く違います。この被害者参加制度というのは、弁護士に対して選定という言葉を使っております。被告人の弁護人に対しては選任という言葉を使っているのですが、被害者参加弁護士に対しては選定という言葉を使っている。これは法務省から説明を受けた当時のお話なんですけど、被告人の弁護人には固有権があるんです。でも、被害者参加弁護士の方には固有権はない。飽くまでも訴訟行為をする主体は被害者自身である。それを法律的にいろいろなことでサポートして、ルールの範囲内でやってもらうために支援する弁護士が付くんだと。そういう意味で選任と選定に分けたというお話でありました。実際の実態も、私もそうかと思います。

そうしたときに、全くの素人に刑事訴訟法のルールの範囲内で被告人質問をさせるんですから、これは大変なことです。私たち弁護士がやるならば、それは簡単です。誤導は駄目だというのは分かっていますし、重複尋問をしたら異議は絶対に出るというのも分かっている。あるいは誘導尋問でも、ある程度の手順を踏まないとやはり異議が出てしまう。そういったことを、一つ一つルールを教えていかないといけないわけでありませう。

そうしますと、この中にも書いてありますが、実際には最低でも20時間以上、打ち合わせをしています。第1回公判期日前にです。前回も私は申し上げましたが、性犯罪事件では、これは実際に私が今やっている事件では50時間以上打ち合わせをしています。そのくらいしないと、やはりルールの範囲内でやっていただくということが、なかなかできないわけなんです。

そういうことですから、私たちの仕事というのは表に出ることではなくて、この中에서도出てありますが、

いわゆる水面下でアヒルの足がばたばた動いているような、そういう足のようなものなわけなんです。表に出るといえるのは、まさに被害者自身なわけなんです。

そうすると、裏での活動が大変に私たちは時間を使います。さらには一人死亡すると、被害者遺族は二人、三人、四人います。先ほどの最高裁の資料を見ても、死亡事案では被害者の数が終局人員よりも倍以上になっていますね、皆さん。つまり、それだけ被害者の数が多いということはどういうことかといったら、私たち弁護士が遺族と対面したときに意見が食い違うということなんです。意見が食い違うものですから、それぞれに対応しないとイケないんです。一括では対応できないときがあります。そうすると、土曜とか日曜も全部潰してやらないとイケない。そうすると、被害遺族が3人いると3回面談しなければいけないときも出てきます。

こういうふう非常にこれは大変なものがありますので、そういった裏の仕事というのをよく見ていただいて、やはり特に裁判員裁判では複数選定を原則としていただきたいというのが、これは一番の趣旨であります。

続いて、在廷の人数。これは結構問題になっていたのですが、最近の事例で見ると、在廷の人数を制限される例は、ほとんどなくなってありますので、これはもう現在問題は解消されたかなという気がいたしております。ほとんど在廷人数を制限されることは、現在ありません。

続いて意見表明権と説明義務なんですけど、これはちょっとまとめて説明をさせていただきます。法務省のまとめていただいた案にもあるのですが、被害者ができる訴訟活動の範囲であります。特に検察官の冒頭陳述と被害者の考えている事件の構図が食い違ってしまった場合。さらには、その前提として訴因の設定自体について、被害者と検察官の間に食い違いがある場合です。平成18年から19年にかけて法制審議会が開かれ、この被害者参加制度ができるときに、あすの会では訴因の設定権を認めてほしいという意見を述べました。しかし、そこまで認めると三当事者主義になってしまって根本的に変えなければいけなくなってしまいます。

そこでどういう妥協案が成立したかといったら、二当事者対立構造は維持することにしてしましよう。その代わりとして、検察官に対する意見表明権と説明義務を認めてくださいということで決着しました。

これはどういうことかという、検察官にちゃんと法的な説明義務を課すれば、それはさすがに安易な訴因の設定とかそういったことはしないであろうという期待があって、そういう合意に達したわけでありまして。典型的な例では、訴因の変更とか冒頭陳述の違いについては、よく検察官と被害者が相談しながら進めてほしいというのが要望であり

ます。

特に冒頭陳述と食い違っているのは例えばどういう事例かといったら、典型的な例は動機です。殺害に至った動機についてです。動機とか、あるいはそういったものについての計画性です。そういったものについて、冒頭陳述ではなかなか立証できないということで、そこまで詳しくは書いていない。でも被害者から見ると、証拠を見るとそれをうかがわせるような動機とか、計画性をうかがわせるような証拠がちゃんと出ている。そういったときに被害者が被告人質問をして、それに基づいて論告をしたときにも、やはりそれも審理の対象にしていただけるような運用をできるだけしてほしいというのが、ここが一番の言いたいところでもあります。

続いて証人尋問であります。これは平成18年の法制審のときには、犯罪事実についてまで質問をさせてほしいということ、あすの会で申し上げたのですが、やはりそこまですると立証責任を負っている検察官の権限を侵食するのではないかと、いろいろ問題があるということで情状事実に限定されたいきさつがあります。

しかし、この犯罪事実については是非とも証人に対しても質問をさせてほしいんです。

やはり真相を明らかにしたいという気持ちは、遺族にとって一番強いんです。どんな形で死んだのか、どうやって死んだのか。そういった上で、やはり犯罪事実という点で証人に対してもやはり聞きたいという、そういうのが大きいです。

続きまして、あと、被告人質問。全面否認事件であったから目の前には被害者はいない。被害者はいないから、被害者が質問をするのはおかしい。そういうことを弁護人の方が異議を言いまして、その結果、被害者だけではなくて検察官も含めて、情状に関しては発問自体が一切禁止されてしまった訴訟。これは裁判長の訴訟指揮で発問すること自体が許されなかったという事案なんです、これは幾ら何でも私は違法な訴訟指揮ではないかと思えます。こういったことがないようにしていただきたいというのが希望であります。

続いて公判前整理手続。これはもう被害者参加弁護士、あるいは被害者、みんな異口同音に言うことでありまして、是非とも公判前整理手続には参加させてほしいというものです。なぜかといったら、今はもう公判前整理手続で公判で請求する証拠が全て、ほとんど決められてしまいます。そこで決められなかったものが公判で突然出てくるということは、ほとんどないです。ということはどういうことかといったら、事件の構図がそこで決められてしまうということなんです。

ところが被害者が一番無念に思うのは、その動機とか計画性、事件に至る場合の理由とか動機です。そこの部分について、どうしても法律家の考えている構図と私たちの考えている構図が違うんだということを一番言いたいわけなんです。それを言える場合は、結局は事実上、公判前整理手続しかないんです。ですから、そこには是非とも参加させていただきたいというのがこの要望であります。

あと、控訴審での訴訟行為があります。これは私が今まで見た事例でいくと、裁判所によって対応がばらばらです。控訴審で、被告人に対して直接被害者が被告人に質問できた事例があると聞いています。しかし反面、私がやった事案では拒否されました。できないと言われました。これは結局、刑事訴訟法の規定の仕方が、非常に疑義のあるものになってしまったからなんです。あれは被告人に質問をするためには、法律の規定による意見陳述をするために必要があると認める場合と書いてある。ところが控訴審では、検察官は論告はしない。そうすると論告はしないんだから、論告の後に被害者が論告をすると書いてあるんだから、被害者の論告もできないはずだ。そうすると、被害者の論告がないんだから被告人質問もできないはずだという理屈らしいんですが、そのところは私は検察官の論告の後に被害者が論告をするというのは単に順番を書いたものであって、必要要件として定めたものではないのではなかったか、そう思っております。これは法制審議会で議論を聞いておりまして、傍聴しておりまして、そういった議論ではなかったかと私は感じております。だからこのところは、法律を改正していただきたいという要望であります。

最後になりましたが、複数の罪で起訴されている場合であります。これは法制審で議論をしているときにも誰も指摘しなかったし、私自身もやってみて初めてそういうものだと思ってびっくりしたところであります。被害者が殺害され遺体が損壊された場合、遺体損壊に対する被害感情が一番強いんです。ところが参加を許可されるのは殺人事件だけです。死体損壊については被告人質問もできない。被害者論告もできない。意見陳述もできないということで、かなり制限を受けたようであります。しかし、それは何か現実離れしているなど思うわけであります。やはり死体損壊と殺人と起訴されている場合には、全体について訴訟活動をしていただきたい。

これが特に複数の被害者となると、より顕著であります。被害者参加した事件は、強<sup>かん</sup>姦未遂でありましたがほかの事件は強姦致傷事件であった場合、ほかの事件の被害者は無期懲役が求刑できるのに、こちらの方は無期懲役まで言えない。これは非常に裁判員

から見てみると不自然に思えてしまうと思うんです。軽くしているんじゃないか、そう誤解されてしまうと思います。ですから、せめて求刑ぐらいは全て併合されている事件全体について言わせていただきたいというのがこの要望であります。

めり張りをつけて、ある程度要点を詰めてお話しさせていただきました。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の御意見について、中身の議論はまた別の機会といたしまして、何か御質問等ございましたら。

○田中明治大学教授 ただ今、特に重要と思われる点について要領よく御説明いただいたと思うんですけれども、配布していただいた「提言集の論点一覧表」の1から15までの全部について一応論点として議論をするべきだと、こういう御趣旨でよろしいですか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 必ずしもそういう趣旨ではありませんで、時間があればもちろんやっていただきたいのですが、その辺はめり張りをつけてやっていただきたいなと思っております。

○田中明治大学教授 そうですか。

裁判員裁判の問題が9番にあります。この中には裁判員制度に固有の問題を議論することになるものもあります。いろいろな事情があろうかとは思いますが、この場で議論するのにふさわしいテーマかどうかということについて、ちょっと気になったところなんですけれども。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 裁判員裁判のところと被害者参加というのは重なっている問題となるところがありまして、それはやはり裁判員裁判、裁判員に対する負担の軽減ということで、どうもやはり証拠がかなり制限されてしまう。証拠が制限されてしまうというのは、今度は被害者の立場からすると、事件が全て真相が明らかになっていないと。やはりいろいろなこと、やはり事件を知りたいと、そういうことが制限されてしまうというところで少し重なる部分がありますので、そのところは少しぐらいはお話しさせていただけるかなと思っております。

○上富刑事法制管理官 ほかに御質問はございますか。

ありがとうございました。

それでは、次に前田さんから御説明いただこうと思います。よろしく願いいたします。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)代表 第1回会議でも述べましたが、

今回の意見交換が、本来あるべき自然権としての被害者の司法手続参加を更に改善し、被害者等の尊厳と権利が真に守られる制度と社会にするために、有益な討議がなされることを願っています。

二つ説明をいたします。一つは資料にあります追加のテーマということで、ヒアリングで出された事項で取り上げてこなかった部分です。ちょうど今、お話にありました裁判員裁判との関連です。御存じのように、裁判員裁判の中で逆に被害者の参加の権利が制限されてしまっているという実態があるということで、一番端的な例が、公判前整理手続なのですが、その問題を話題にさせていただきたいということです。

裁判員法が制定されたのは2004年5月で、被害者の権利、利益の保護ということが初めて言われた基本法制定がその年の12月です。その18条に「被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるように」ということが出てきて、翌2005年の基本計画の中で、「犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することができる制度について我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で」ということが言われたわけです。

その後、裁判員制度施行の2009年までの間に被害者参加制度との兼ね合いのところで論議と見直しがあればよかったのですが、私の記憶では全く検討されていません。その結果、先ほど言いました公判前整理手続の問題が生じました。裁判員制度に付されたことによって、被害者が参加できない公判前整理手続でほぼ裁判の枠が決まった後の公判の中で被害者がようやく参加するという形になっているわけで、そのことの見直しが大きな部分です。それ以外のこともありますので、その視点から見直しをしていただきたいというのがこのテーマ案の要点です。

公判前整理手続以外の問題ですが、裁判員裁判では、連日開廷という原則がありますけれども、そのことによって被害者が意見陳述をしたり質問をしたりというときに、それを十分に準備できないということもあるわけです。被害者については、望んで被害者になったわけではない。突然そういう立場になって、他者によって人生も変えられたわけです。そういう中での参加の権利ですので、期日、それから間隔について検討をいただけるような、そういう見直しが必要かと思っています。

それから裁判員裁判では、量刑不当を理由に検察官は控訴できないという話を聞いております。被告人の方の権利はちゃんとあるんですけれども、被害者の方の権利が裁判員制度が付されたことによって制限されてしまうということがありますので、その問題

も検討をしていただきたいというのが、このテーマについての意見の要点です。

次に、参考資料として配布いただいた研究報告についての説明をしたいと思います。私は犯罪被害の当事者で被害者団体の代表という立場でもあります。犯罪被害者はこれまで不当にも尊厳と権利が顧みられることもなく、刑事裁判手続においてようやく「証拠品」から「事件の当事者」にふさわしい扱いに変わりつつあるわけです。そこでこの被害者参加制度の数年間の実施状況を踏まえて、前進した意義と今後の課題を実証的に示しておくことが、これから見直し、検討を始める上で必要だと思っております。

この調査では私自身も調査対象であったわけです。研究は常磐大学の諸澤英道教授が研究代表者ということで、「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度と司法に対する信頼に与える影響—結果とプロセスの満足度に着目して—」という表題の研究報告です。「公益財団 日工組社会安全研究財団」の2011年度一般研究助成最終報告書として公表されています。この研究は、被害者参加制度や意見陳述制度がない時代の被害者、あるいは、制度を利用しなかった、できなかった被害者も含めた調査であり、制度を利用した者と利用できなかった者との比較対照によって参加制度の意義を浮き彫りにした研究ということで今後の討議に生かしてほしいということで、参考資料に加えていただきました。

前回報告いただいた刑事局の調査によっても、被害者参加した被害者の評価は、「参加してよかった」が67.6パーセント、「どちらかというよかった」が20.6パーセントであり、心情の意見陳述についても、「よかった」が68.2パーセント、「どちらかというよかった」が18.2パーセント、こういう結果が出て大勢が肯定的だったわけです。

これから紹介します研究報告においても、被害当事者の制度利用の意義が、ほぼその制度目的のとおりを確認できているということが結論ですが、一部感想も加えながら紹介したいと思います。

この調査研究の目的は、被害者参加制度を利用した被害者と利用しなかった、あるいはできなかった被害者との比較を行って、司法に対する信頼、それから裁判満足度、これを検証することとしてなされております。調査は2011年10月から2012年7月にわたって実施され、殺人・傷害致死、それから自動車運転過失致死など、死亡事件の遺族を対象に行われています。起訴罪名については、交通事犯が66パーセントと最も多く、次いで殺人・傷害致死ということになっています。

遺族の特徴として子供が被害者である割合が約70パーセントと多くなっています。被害発生時期は2002年が一番多いのですが、幅があり1973年から2011年の間に起きた事件が対象になっています。

肝心の遺族の対象者の内訳、これは、調査協力者で、起訴されて一審が終結した事件遺族175人中、被害者参加制度利用者が18人、意見陳述制度利用者が80人、制度利用なしが77人、こういう内訳です。

まず指摘したいのは、これについては十分予想されていたとは言いまでも、司法に対する信頼度が「制度利用なし」が5点満点中1.72という評価値に比べて「被害者参加遺族」が2.50、「意見陳述遺族」が2.30となっており、制度利用なしの遺族に比べて、いずれも有意に高いことが示されているということです。

その重要な要素として、大きく二つあると思いますが、検察官対応の変化が挙げられています。「裁判期日の決定における被害者の都合の配慮」や「裁判内容の都度説明」、それから「裁判での代弁、支援」ですが、それぞれの項目で群間での評価差が確認されており、本制度によって連携・協力関係の構築が必須となった検察官が、被害者の視点に立って配慮的対応を増やしていることが、信頼と満足向上の要因であると示されています。

それから、被害者の裁判結果への満足度と司法への信頼に寄与する要因として、事件の背景理解と真相究明への関わりがありますが、これについても詳細な調査結果が示され、総括的に裁判結果に対する満足度の群間比較がまとめられています。

ここで取り分け顕著なのは、被害者が刑事裁判に望む内容で大きな比重を占める事件の背景やなぜ被害に遭わなくてはならなかったのかという事実関係に関与した過程と、結果に対する肯定的な評価においてやはり有意な群間差が見られるということです。

具体的には、裁判で実現したこととして「加害者の人物理解」の数値が高く、「加害者のうそを指摘」という項目も、意見陳述のみの被害遺族より被害者参加遺族の評価が有意に高くなっていることは大変貴重であり、そうしたことが、現行の刑事罰が不当に軽く結果として被害者が望む適正罰には届かないという中でも裁判トータルの満足度が総体的に上がるという結果につながっていると思います。

それと、「司法制度に対する信頼のプロセス」が階層的に分析されています。その中で「裁判を通して事件真相を理解」することが、「裁判結果に対する満足度」と「司法制度に対する信頼」へつながったということが示されており、ここでも被害者参加制

度がなぜ必要かということが、事実で示されていると思います。

次に、当事者からの視点で本研究を読んで、是非指摘したいことですが、2008年の参加制度とそれに先行した2000年の意見陳述制度との比較という側面からの指摘です。これは個別の質問項目からも、総括的な裁判結果に対する満足度においても言えることですが、両者には有意な差があるということです。このことから参加制度の意義として心情を訴えることの必要性、これも十分あるわけですが、それとともに被害者が当事者として関わることの、より一層の重要性、これが被害者参加制度の本質面だと思えますが、それが明らかにされていると思います。

そのことをまとめてこの研究報告では次のように言っています。「心情や意見の表明に終始する意見陳述制度に比べ、被害者の質問権を含む被害者参加制度が“事件の真相を明らかにしたい”という遺族の要望により沿ったものであるということを示唆している」と。これは当事者からすると大変貴重な指摘と考えます。

そして、更に指摘しておきたいことは、本研究が今後の課題の一つとして挙げているのですが、裁判結果に対する満足度は被害者参加や意見陳述制度によって有意に改善されたとは言え、その評定の絶対値は低いということです。

相対的に高いという被害者参加群であってもその評定は2.38であり、全体としては裁判に対する信頼度は低く強い不満を持っていると指摘されており、それは司法制度全般に対する信頼の度合いについても言えるということです。実はこの調査の集計データの中に、ここには表れていませんが、司法に対する一般的な信頼感を問う設問がありまして、「司法は被害者にとって信頼できる」という質問に、216名中96名（41パーセント）が「全くそう思わない」と答え、41名（19パーセント）が「あまりそう思わない」と答えているのです。私は被害者にとっての司法に対する信頼の度合いというのは、被害者の尊厳と権利の実現にとっての重要な指標、メルクマールであると考えますが、やはりこれまでの経緯も反映して非常に低いと言わざるを得ない。ですから、被害者参加制度によってようやくその信頼改善の緒に就いた段階と言えるのではないかと考えます。

そうした中で、制度の神髄が、関わる全ての方に理解されて、制度自体も、より純化された制度へと整備され、細かな運用面での改善もなされることが、今後の課題ではないかと思えます。

このことについて本報告が、今後の課題として、「遺族の司法制度に対する信頼や裁

判結果の受容度は非常に低いことが今回明らかになったことから、これを更に改善させる要因を特定しなければならない」と指摘していることは重要だと思っています。

最後ですが、このような貴重な調査研究を報告いただいた諸澤教授と唐沢教授、研究チームの小林氏、白岩氏に感謝をしながら、この報告の意義についてまとめている箇所を読み上げさせてもらいたいと思います。

「犯罪被害者は尊厳をもって処遇される権利を有することを示した犯罪被害者等基本法の制定は、従来の刑事司法観—社会秩序の維持という公益を図るために行われるもので、犯罪被害者はその反射的利益を受けるにすぎない（1990年2月20日最高裁判所判決）—を根本的に変えるものであった。本研究はこのような変化に着目して行われ、その成果は主として刑事政策上の議論に還元される。すなわち、被害者による裁判参加・意見陳述制度が、遺族による裁判結果の受容や司法に対する信頼向上に一定の効果をもっていること、つまり、両制度の目的がある程度達成されていることを、制度の主たる利用者である遺族の立場から示した点に、本研究の意義はあると言えるだろう。

また本研究結果は、両制度の利用により、少なくとも『検察官から配慮ある処遇を受けた』という被害者の認知が増すことを示すものであることから、本研究結果は、被害者が今後、制度利用を選択する上での有益な参照情報として位置付けることができるだろう。」このようにまとめております。

そのことを紹介して、発言に代えたいと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の御意見について、何か御質問ございますか。

よろしければ、次に書面を出していただいた方ということで奥村弁護士から御説明いただきしたいと思います。よろしく申し上げます。

○奥村弁護士 奥村から出したものとしては、2月21日付で取り上げるテーマについてというものと、日弁連の昨年11月15日付の現行の被害者参加制度の見直しに関する意見書というものがあります。

日弁連からは武内さんが、被害者支援委員会というところからの代表という形でおられます。私の方は、刑事弁護センターの委員という形でおられて、この日弁連の意見は、どちらかというと刑事弁護センター側から出た意見が中心になっているという形です。

先にこの配布資料の②の方、2012年11月15日付の意見書が5ページまであつ

て、その意見書の1ページに2005年6月、意見の理由の3行目ぐらいですけれども、2005年6月と2006年12月と2007年5月のものが引用されている。それが別紙1、別紙2、別紙3という形で付いております。過去の意見書等については、いわゆるこの被害者参加制度関係が導入されることについての日弁連の意見という形で出されていて、基本的には反対である。一言で言うと刑事訴訟法の構造的なものから反対であるというのが、一番大きな意見という形になっています。その後導入されて、2007年5月1日付のものは導入後の直後の意見書ですけれども、その後導入されて約3年は経ったこの3年後見直しということ意識して、日弁連の方で意見をまとめようとしてまとめたのが、この11月15日付意見書です。

現行の被害者参加制度と書いてあるのは、平成19年の改正刑事訴訟法だけではなくて、心情の意見陳述、その他いろいろなものがたくさんあって、簡単に言うとなぎはぎでこの関係の法律ができています。今回もまた少しプラスのやつが出てきたという格好なんですけれども、全体として被害者支援の問題と、刑事手続における被害者をどういふふうな形で関与するのかというのが、やっぱり全体として考えるべきであるということから、現行の被害者参加制度という題になっています。

それで意見の趣旨は、心情の意見陳述制度の一部制限と手続二分制度というものを入れていきたいと思います。法改正の形の場合もありますし、運用の場合もあろうかと思っています。この二つが意見の趣旨になっておりますけれども、この意見書の基本は、2ページの上から2段落目、9行目辺りに、こういう理由から先に指摘した基本的な考え方は、被害者参加制度が現実に運用された現段階においても変わることはない、次に過去の制度、意見に対するものは変える必要はないという考え方があります。

それから3ページを開いていただきますと、3ページの意見の理由。これは総論的なものをずっと書いてあって、3ページの(3)のところの一つの結論部分ということになって、一番最後に書いてありますけれども、多くの弊害に鑑みると先に述べたとおり、被害者参加制度は基本的に見直されるべきであるが、本意見書においてはその弊害を抑制するために少なくとも意見の趣旨1、2のとおりに見直すべきこと。この二つを取り上げてあるということで、基本的にまずは被害者参加制度全体を極端に言えば白紙に戻して、刑事手続をきちんと考えた上で、その中でどういう形の被害者関与が合理的なのかということを検討すべきであるというのが基本構造になっております。私としてもこの意見交換会で、もちろん現状の制度はあるんですけれども、やはり頭は軟らかくとい

うか、全部をきちんと確認をすべきだということで、取り上げるべきテーマというものができているとお考えください。

配布資料①の「取り上げるべきテーマ」のところでは、第1は、今の意見書の中にも少しアンケートをやったと書いてありますけれども、弁護士会として弁護人からのアンケートをやっております。それをちょっと資料がまだ未整理状態。ある程度やった整理はあるのですが、こういうところにきちんと出すような形では整理されていないので、今整理に掛かっているところなので、整理ができれば一つの弁護人側からの見方のものですが、御紹介させていただければと思います。

2番目の被害者参加弁護士の立場からというのは、被害者支援委員会の方でやられたやつがあって、これはできれば武内さんから紹介していただければありがたいかなと思います。

それで先ほどの基本的な視点から、やはり被害者支援というものは当然必要であろうし、被害者の方が刑事裁判に関心を持つ。あるいは関与したいというのは、基本的には十分理解できる。だけれども、その被害者のための刑事訴訟ではなくて、先ほどの論文に平成2年の最高裁の判例が触れてありますけれども、やはり我々としてはいまだにどうか、この最高裁の立場が基本的な刑事訴訟法の構造であろう。その構造の中で被害者参加がどういうふうになされるべきであるかということ、やはりきちんと議論すべきだろうということで、第2のものをやはりテーマとしては残すべきであろうと考えました。

それから、第3は、基本的には被害者参加制度ほとんど全体、あるいは、2000年改正刑事訴訟法の制度を含んだ被害者参加制度の関係をほぼ網羅的に出したもの。これはやはり皆さんいろいろな意見がありますし、やはり個々の制度のそれぞれを議論して、最終的に良い面、悪い面、あるいは全体としてどうあるべきか、全体の中でどう位置付けられるべきかということを考えるべきだろうということで、結果としては全部出てきたという格好になっております。

それから、手続二分というのは先ほどの11月15日付の日弁連意見にも出ましたが、これは本来刑事訴訟法の非常に大きな改正の問題にもつながるんですけども、一応そこまで広げることがここでできるかどうかは別にしても、少なくとも運用面でのものについては議論がなされてしかるべきだろうと。被害者参加の時間的範囲とか対象、ある事件の中での対象という格好で取り上げるべきなのではないかと。現実の裁判でも、そ

ういう運用はある程度なされていると考えています。

損害賠償命令については最終的に時間があればということなのですが、被告人の立場からこの二つについてきちんと確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の御意見につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

よろしければ、次に武内弁護士から御説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○武内弁護士 配布資料としては意見交換会で取り上げるべきテーマということで、配布資料①論点表に類するものをお配りしております。また参考資料として、私の配布資料②「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」、日弁連が取りまとめたものを資料として添付しております。なお、先ほど弁護士の奥村先生から日弁連の被害者支援委員会を代表してという御紹介を賜りましたけれども、当然のようにこの場で私が申し上げることのうち、意見に当たる部分は、武内個人の私見というふうに取り扱っていただければと思います。もちろん被害者支援に係るいろいろな弁護士と協議をした上で意見を持ってきておりますが、必ずしも委員会を代表するという趣旨ではございません。

それから先回りして申し上げると、先ほど奥村弁護士から被害者参加を利用した弁護士を対象としたアンケートに関しては是非紹介をという御指摘をいただきましたけれども、こちらも現在、資料を整理中でありまして、次回以降の意見交換会で何らかの形で資料として御提供させていただきたいと、そのように考えております。

それを踏まえて意見交換会で取り上げるべきと考えるテーマを説明をさせていただきますと、まず第1に被害者参加制度に関するものとしては、やはり公判前整理手続。公判前整理手続への出席について、被害者参加人の出席の道を開くということを検討していただきたいと考えております。被害者参加制度に関しては公判期日への出席という規定になっておるところですけれども、公判前整理手続への出席を明文で排しておるものでもないとは理解しておりますので、何らかの形で公判前整理手続への出席、関与を認めていただきたいと考えております。

続けて控訴審での参加ですけれども、こちらに関しても控訴審での参加は認められ、在廷は多くの場合認められておりますが、被告人質問あるいは弁論としての意見陳述と

いったいいわゆる訴訟行為は、なかなか認められていないというのが実情と把握しております。こちらに関しては、刑事訴訟法の第404条、あるいは第393条第4項の解釈の問題に関わるかと思っておりますが、こちらの意見交換会で議論をさせていただいて、控訴審においても被害者参加人が被告人質問ないし弁論としての意見陳述のできるような法整備等について検討をしていただきたい、このように考えております。

第2として、被害者参加制度に直結しないものでありますが、被害者参加制度に大きく関わるものとして、いわゆる記録の事前閲覧制度について何らかの形で規定を整備していただきたいというふうに考えております。現行は、第1回公判期日前に被害者参加対象事件の被害者等に対して、検察官が刑事記録の閲覧・謄写を認めているというのは、通達に基づく運用と理解しておりますけれども、これが各地の検察庁、あるいは事件ごとにおいて運用が必ずしも明確ではない、統一的な基準が設けられているものでもないということで、若干、被害者参加人あるいは被害者参加弁護士として公判の準備に差し障りを生じた事例があるということを知り及んでおります。については、全国的にあまねく、きちんとした統一的な基準に基づいて被害者、あるいは被害者参加弁護士が記録を事前に関覧、ないし謄写ができるような形のルール化を検討していただければというふうに考えております。

第2の2としては、判決書謄本の交付に関して被害者参加人についても認めていただきたいということになります。こちらは刑事訴訟法第46条に関わる議論かと思っておりますが、被告人その他訴訟関係人は裁判書等交付を請求することができるという趣旨の規定がございますけれども、ここに被害者参加人、あるいは被害者参加弁護士が含まれるかどうかについては、一般的に消極に解されておるところかと理解しております。ただ、被害者参加人にとっても、やはりその判決を含めた裁判書というものに関しては非常に関心の高い、あるいは、控訴提起等に関して検察官に意見陳述する上ではやはり必要性の高いものでもありますので、こちらについても被害者参加人が謄本等の交付を請求できるよう、何らかの規定の整備、検討をしていただければと考えております。

そして、「その他」としてまとめましたが、公費によって被害者を支援する弁護士に関する制度を整備すべきという点について、この意見交換会で是非議論をさせていただきたいと思っております。本日の配布資料には含まれておりませんが、第1回で配布されました被害者団体のヒアリングにおいて要望がなされた主な事項においても、公費による被害者を支援する弁護士に関する制度を認めてほしいという御意見が寄せられておったと

ころかと思えます。現在は、公費によって被害者を支援する弁護士としては、被害者参加が認められた被害者参加人に対して国費による国選被害者参加弁護士制度というものが用意されておりますが、今述べたとおり、これは被害者参加が許可された被害者についてのみ認められるものでありますから、広く被害者参加以外の部分に関しても、あるいは法廷の中でのいわゆる訴訟活動以外の支援活動についても、公費によって弁護士が被害者に関与することができる制度について、是非御検討いただきたいと考えております。

私の意見としては、現在、日本弁護士連合会が日本司法支援センターに委託して実施している、いわゆる被害者法律援助事業について援助費用を全面的に国費負担とすべく、総合法律支援法を改正していただきたいと考えております。こちらに関してはお配りしました配布資料の②ですけれども、日本弁護士連合会が平成24年3月15日に被害者法律援助制度を国費化すべきであるという趣旨の立法提言を行っておりますので、配布資料としてお配りさせていただきました。こちらの内容に関しては、時間の都合もありますのでここでは割愛をいたしますけれども、お目通しいただいて、広く被害者の支援について公費による弁護士選任ということについて御検討をいただきたい、このように考えております。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の御意見について、何か御質問がございますか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 一つ教えてほしいのですが、判決書がこの46条の根拠のことを言っているのですが、これは犯罪被害者等保護法では駄目なんですか。

○武内弁護士 そのような議論があることも承知しております。ただ…

○奥村弁護士 「終結まで」と書いてある。

○武内弁護士 若干、運用上の違いとして、おっしゃるとおり終結までに申出をしなければいけないということ。あるいは、いわゆる保護法に基づく記録の閲覧・謄写というものに関しては、これは参加の有無に関わらずということになりますので、被害者参加が認められているのであれば、判決書についてはやはり交付の請求権を認めてもらってもよろしいのではないかという趣旨です。

また、いわゆる犯罪被害者等保護法に基づく記録の閲覧・謄写に関しては、何をどこまで閲覧させるか、謄写させるかについては、裁判所の広範な裁量と理解しております

が、刑事訴訟法第46条の場合には請求することができるということで権利性が明確化されておりますので、その部分では法的性質に差異が生ずるものと考えております。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 実際に僕は犯罪被害者等保護法でやって、いつも判決の代わりにもらっているものですから、いいのかなと思っていました。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。

それでは、今御発言いただいた御意見のほかに議論すべき論点、あるいはテーマについて御意見がある方がいらっしゃいましたら、どなたからでも結構でございますので御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○望月全国被害者支援ネットワーク理事 今、それぞれの委員の方からの御意見を伺っていて、私は法律に関して素人ですので、被害者の権利を守る視点に立って、どのように刑事訴訟法を理解していけばいいのかという、課題も与えられたのかなと感じました。

今から申し上げることは支援者としての具体的な話になってしまいますが、よろしいでしょうか。

これまで出されていた御意見と重なる点もあると思いますけれども、各機関の連携について少し検討をしていただければと思います。私の所属する都民センターでは、刑事手続の様々な段階で被害者の支援に関わっています。都民センターは早期援助団体ですので、事件後比較的早い時期に警察からの情報提供もありますし、担当検事からの支援の依頼もあります。どのような時期であっても、個々の被害者の要望、状態、周囲の状況などを考慮して適切な支援が行えるように努めていますけれども、被害者はなるべく早い段階で必要な支援を受けることが非常に大切であると実感しています。

特に事件直後から捜査段階での被害者は、何も分からない状態、記憶力や集中力が著しく低下している状態が続きますので、刑事手続の流れや利用できる制度については、分かりやすい言葉で丁寧に説明し、情報を提供していくことは欠かせないと思います。

都民センターが支援した被害者の中にも、警察から検察への流れが分からず不安な思いにかられている方もいました。参加制度についても、検事によって説明の仕方が異なるために利用することができなかったり、何も分からないうちに参加することを選択してしまった方もいました。

都民センターでは時間をかけて被害者の話を聞き取り、問題を整理して、各機関との調整を図ることで安心して裁判に臨んでいただけるように支援を行っています。もちろん

ん各機関でも必要に応じて様々なパンフレットを被害者に手渡すなどの方法は取っていただいていると思いますけれども、被害者の状態を考えると現状ではそれだけでは十分ではないと思います。

警察や検察庁、裁判所、支援センター、あるいは弁護士などが連携に関するガイドラインのようなものを作成するとか、覚書を交わすなどできれば、それぞれの役割が明確になり被害者へのサポート体制もより充実するのではないかと考えています。是非検討をお願いいたします。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の御意見について、何か御質問ございますか。

○武内弁護士 私からお伺いします。

今、特に捜査段階を含めた早期に被害者の方々に対して、各種の制度に関する情報の提供が重要であると。そのためには、警察や検察庁のガイドラインの作成等が重要ではないかという御指摘があったかと思いますが、例えばそういった事件発生直後、あるいは捜査開始の早期の段階で被害者の方が弁護士に相談をする、あるいは、そういった捜査の段階から弁護士による早期の支援を受けられるということに関しては、今、望月委員が御指摘した問題点の解消に役立つものというふうにお考えになりますか。

○望月全国被害者支援ネットワーク理事 考えております。各機関と調整を図っていく中で、弁護士さんが必要な場合もあります。私どもは専門的な情報を提供できない場合がありますので、支援の初期段階で弁護士さんに相談することは、大切であると考えています。

特に参加制度を利用する場合や、少年事件の支援をするときには弁護士さんに助けていただくことが欠かせないと認識しています。

○上富刑事法制管理官 どうぞ。

○武内弁護士 もう1点よろしいですか。

今、早期に弁護士が介入することは欠かせないのではないだろうかという御指摘をいただきましたけれども、これは望月委員の現場での実感で構わないのですが、それだけやはり必要性の高いものだと思いますけれども、捜査の早い段階で弁護士が被害者の方を支援している事例というのは、まだそんなに多くないと私は思っております。必要性が高いけれども、弁護士が余り利用されていないということの一番大きな原因として、望月委員としてはどういうところに問題点があるとお考えですか。

○望月全国被害者支援ネットワーク理事 やはり経済的な問題です。一般の人にとっては、弁護士を依頼するというのはすごくハードルが高いことなので、武内委員の先ほどの意見書にもありましたように、是非国費で被害者のため弁護士の選任制度を実現させていただけたらと思っています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。あるいは、ほかの方から御意見としての御発言も引き続きいかがでしょうか。

○大澤東京大学教授 この会は平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会ということなんでしょうけれども、どの辺りのことまでがこの話題事項になってくるんだろうという点で、私は前回遅れて来たこともありまして、既に何かお話があったのかもしれませんが、ちょっとお尋ねしたいと思うわけです。

例えば今まさにお話のあった、公費により被害者を支援する弁護士に関する制度というのが、平成19年改正刑事訴訟法等に関するという、そういう枠の中に入ってくるのか。もちろん被害者に関わる事柄であるというのはよく分かりますし、その裾野の問題であるというのも分かるわけですけども、どの辺りまでがここでの議論の対象になってくるんだろうという辺りについては、何か整理があるんでしょうか。

○佐藤刑事法制企画官 この意見交換会の主な目的としましては、やはり今御指摘があったように平成19年の刑事訴訟法改正、これは被害者参加制度などが導入された改正法のことですが、その施行後3年を経過した場合において必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の処置を講ずるとされていたこともありまして、法務省でもいろいろな被害者の方へのアンケートですとか、被害者団体あるいは支援団体から意見を聞いてきました。これを前提として制度に関わること、あるいは運用に関わること、こちらを意見交換していただくというのが一番の基本であります。ですから被害者参加に関わることなど、先ほど来、論点として出ているところですが、そこが中心になってくるのかなと思います。

その上でということですが、被害者参加制度のみだけ議論をするということではなくて、被害者の方から刑事手続に関わるに当たって当然、弁護士、被害者参加弁護士ということもあろうし、それ以外に弁護士と接する場面というのはあると思いますので、その限度であれば、それはもちろん議論をしていただくということは、当然あろうかと思っています。

○上富刑事法制管理官 奥村弁護士，どうぞ。

○奥村弁護士 今の御質問で，私も先ほど言いましたように平成19年の改正法だけではなくて，やはり全体を考えるべきであると。特に例えば被害者参加弁護士のその前からの援助は，日弁連の援助事業でやっているんですけども，元々法律も被害者参加弁護士から参加の申出があるということを予想しているわけなので，その前にやはり弁護人が付いている事態というのは当然望ましいということもありますし，法制度としても，その制度をどうするのかというのが被害者参加弁護士の制度につながっていくので，その前からずっとやはり検討をすべきだろうと。

それから，記録閲覧の方は刑事訴訟法の47条ただし書及び通達でやっているのと，被害者保護法でやっている。だけれども，これは当然記録の閲覧は要するに被害者側から情報を求めるためには，どうしても訴訟の情報を求めるわけですから，やはり当然両方で制度の兼ね合いをどういうふうに整合させるかということで当然必要だろうと。

それから心情の意見陳述と被害者論告。一応別の制度ですけども，ともに被害者が何かを訴えるという場。別の機会にできたものを，我々の考え方からいくとやはり統一的にきちんとやっていくべきだろうということで，先ほどの日弁連の意見にもなっているので，やはり十分関連するので平成19年改正刑事訴訟法だけに限定すると，やはり被害者支援というか，あるいは被害者の刑事手続関与について片手落ちになるので，広く考えていただければと思います。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

皆さんの御意見を踏まえて，もちろん先ほど申し上げたように平成19年改正刑事訴訟法の内容が中心的な課題になるわけですが，それとの関連性，あるいは問題の重要性などを踏まえながら，どのようなことを取り上げていくかを更に御相談しながら決めていきたいとは思っております。

○大澤東京大学教授 今，御議論があったようなことで，例えば被害者参加弁護士の在り方というものの延長線上として，例えばどの段階から弁護士が支援をすべきかというような形で問題が立てられてくるならば，それはそれで分かるんですけども，いきなりぼんと公費による何とかというのが，独立でぼんと出てくるとやや違和感を感じたものですから，その辺りちょっと確認をしたかったという趣旨でございます。

○岩尾大臣官房審議官 確かに刑事局がこの意見交換会を主催させていただいており，こ

こでの議論の中心は刑事手続であると考えており、加えて犯罪被害者等保護法で書いているような刑事手続に付随する事柄についても、刑事訴訟法を補完するというような形で被害者保護に関する事項を規定していますので、対象になろうかと思えます。

ただ、一般的に純粋な被害者支援で刑事手続にも全然乗らない、公費での支援というのは、どういう形で刑事局所管の中で取り上げられるかというところも含めて、ちょっとこちらの方でも頭の整理をさせていただきたいと思えます。

本日、配布資料で論点整理案を出させていただいておりますけれども、今日いただいた御議論を踏まえて、これをもう少し整理してまた提示させていただくということになりますが、さらに、今日の御意見の中にもありました手続二分論の話だとか、専ら裁判員裁判の在り方に関するようなテーマというのも、この場で取り扱うことができるのかどうかということも含めて、若干整理させていただきたいと思っております。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 確か平成2年2月20日に最高裁で、犯罪捜査は社会の秩序の維持を図るといふ公益を図る目的のためであつて、被害者の受ける利益は事実上の反射的な利益にすぎない、そう思っております。ところが、それに対してあすの会で平成12年から被害者のためにも刑事訴訟法はあるということで運動を起し、その結果が平成16年の犯罪被害者等基本法だったわけでありまして。あれは、当初は支援法でありました。しかし最後、権利法になりました。それが第3条だったんです。全ての犯罪被害者等はその尊厳が重んじられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利があるということで権利法になったわけでありまして。

この権利法を踏まえて、翌年、犯罪被害者等基本計画検討会が始まって、そして最後に基本計画の指針として何と書かれたかといったら、その計画の中に刑事司法は公の秩序維持のためとともに犯罪被害者のためにもある、そう書いてくれたわけでありまして。

そして、この基本法と基本計画を踏まえて平成19年の改正刑事訴訟法の被害者参加制度が作られました。したがいまして、この意見交換会でも、被害者の権利ということ踏まえた上で、被害者参加制度がこの4年間どのように運用され、改善されるべき点があるのかという視点で議論してほしいと思えます。基本法や基本計画を否定し、これを蒸し返すための意見交換会ではないと思えます。被害者参加制度そのものを否定するような「そもそも論」はこの場で論じるに相応しくないと考えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○奥村弁護士 刑事訴訟法の構造とか、そういうものは、また次回以降に話をすることに

して、手続二分論関係は、確かに手続二分という言葉そのものからいくと、被害者参加と関係がないような感じですがけれども、いわゆる刑事訴訟法第316条の33以降の条文でも、全て例えば被害者参加もそうですし、証人尋問、被告人質問、意見陳述もそうですけれども、全部被害者側から申し出て、その上で裁判所がいろいろな事情を総合考慮して、その訴訟行為を許すか、許さないかということの構造になっている。とすれば、例えば手続二分論的運用にしても、この段階ではまだ許さないけれども、もっと後の段階では許すというのは当然条文の構造からいってもあり得るし、現実にそういうことが運用でやられているケースもあるので、手続二分という項目で議論をするのが適切か、適切で仮にないとしても、この被害者参加をどういう場合に許すか、許さないかという議論は当然出てくるので、時期的な問題、あるいは、範囲、被害者ができる行動の範囲という形でも議論をしていくと、さっきの手続二分論的なものに近づく議論にはなってしまうので、やはりそういう形で含めていただければと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに御意見ございましたら伺いたいと思います。

それでは、皆様から本日のところはあらかじめ御意見を承ったものと思います。次回からは、本日皆様からいただいた議論すべき論点を踏まえて、それらの論点について御議論をいただくことにしたいと思いますが、その前提といたしまして本日いただいた論点を、本日の配布資料の論点整理案の項目に、再度分類した資料を作成いたしまして、次回までに委員の皆様はその資料を御確認いただくという段取りにしたいと思います。

それで、その御確認いただいた資料に基づいて、次回以降、順に各論点について御議論をいただくということで、次回以降進めさせていただきたいと思います。

なお、議論の順序についてですがけれども、本日お配りした論点整理案の項目に付された番号の順番に、基本的には議論を進めていくということにしたいと思っておりますが、そのような方針でよろしゅうございますか。

何か御意見あれば。

○奥村弁護士 基本的にはそうなんだろうと思うんですが、意外と議論というか意見が一致しそうなところもあるので、案外一致しそうなところを片付けてしまうという手もあるのかなという気もしましたけれども、特にこだわりません。

○上富刑事法制管理官 その点についても、議論を進めていく中で更に御相談させていただきたいと思います。

前田さん、何か。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)代表 進め方に関係はちょっとあるのですが、何回ぐらいでこの会議は終了となるのですか。これまで2回の論議を聞いていますとかなり回数が必要な感じをしているものですから、どれぐらいの目途なのかと気になりまして質問しました。

○上富刑事法制管理官 いつ頃まで、何回くらいやるかということについては、今の時点ではっきり具体的に決めているわけではございません。これから取り上げられるテーマの幅、あるいはその意見交換の状況を踏まえて考えていきたいと思っております。

おっしゃるとおり、様々な論点が挙がっておりますので、それぞれの論点についてきちんと意見交換をしていただけるような進行にしたいと思っております。

○奥村同志社大学教授 範囲、議論の対象のところに戻って申し訳ないんですけども、この論点表には損害賠償命令制度について書いてあり、犯給法についてもちょっと書いてありましたけれども、あとの先生方の特になかった個々を取り上げておられるのは、議論の対象に入れようということになっているのか。

○佐藤刑事法制企画官 損害賠償命令制度につきましては、やはり平成19年の改正刑事訴訟法の際に導入されているわけですが、その後におっしゃられたいわゆる犯給法については、当省所管の法令であるかという問題もありますので、多分そこは恐らく高橋先生も会としての御意見だと思います。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 それは論点として、ここでやるべきではないと思っています。

○奥村同志社大学教授 損害賠償命令については、一応論点として俎上<sup>そ</sup>に上げるという理解でよろしいですね。

○上富刑事法制管理官 それは今回の議論の元々の枠の中に入るだろうと思っております。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 すみません、これどうしてこういう体裁になってしまったかということなんですが、これがホームページに載せられないものですから、これに基づいて発言をしたときにホームページの議事録を見た人がよく分からないというところで、この目次をこちらに掲げたといういきさつがあります。

ですから、ここで本当に議論をしなければいけないことでは、犯給法はこれはもちろん論外であると考えています。そういう意味です。

○香川最高裁判事局第二課長 第1の意見交換会の論点整理案についてでございますけれ

ども、第1の被害者参加制度に関するものの1から9までの順序というのは、これはどういった思想に基づいて並べられたのか。もし何かあれば、教えていただければと思ったんですけれども。

○佐藤刑事法制企画官　こちらは第1の1というのは基本的に少し大きな観点からですの  
で、これは各論というよりは総論的な話なのかもしれませんが、そういう意味でも一番  
上にくるのかなと。

それからは、基本的には手続の流れということ意識しながら。あと、どちらかとい  
うと運用的なものは最後の9のその他でカバーもできるのかなと。こういう思想で一応  
並べたものということです。

○香川最高裁判事局第二課長　ちょっと順番、別にどうしてもということではないんです  
が、1, 2, 3, 4と見たときに2が個別の手続と被害者参加について検討しているの  
に対して、3, 4は一般的に被害者の範囲、あるいは対象犯罪をどうするかという問題  
であって、この2と3, 4はどっちを先に議論するのがいいのかということについては、  
考え方によっては3, 4が先ということもあり得るのかなという気もしたものですから、  
ちょっと整理をお伺いしただけです。特にこだわるものではございませんので、最後は  
お任せいたします。

○上富刑事法制管理官　今の点について何か御意見ありますか。

今の香川課長の御意見も踏まえて、事務局でも検討をさせていただきますが。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事　確かに私も被害者の範囲が先かなと思います。対  
象犯罪と被害者の範囲が。

○上富刑事法制管理官　御意見を踏まえて検討をさせていただきたいと思います。

○大澤東京大学教授　必ずしもこだわるものではありませんけれども、おっしゃられると  
おり1番が総論で非常に基本的な問題を含んでいる。それは全くそのとおりなんですけ  
れども、同時にこれを抽象的にだけ議論をすると、それぞれどんな事態を念頭に置きな  
がら議論をするのかによっても、物の言い方が変わってくるかもしれませんし、議論が  
かえって混乱をしないだろうかという気もしなくもないところがあります。

個別の問題を議論していく中で、どうしても考えなければいけない場面というのはあ  
り、特に今のつながりでいうと、2番とか5番を考えたときに1番というのは一番密接  
に関わってくる。これに対し、3番とか4番というのは、もう少し各論的な問題なのか  
なという感じもいたします。その辺りを踏まえたとき、1というのを独立項目として正

面から議論をしていくのがいいのか、もう少し各論的な問題と組み合わせながら議論をしていくのがいいのかというところは、少し気になるところであるんですけども。

○堀江京都大学教授 今、大澤さんがおっしゃった点は私も同感でありまして、1番は個人的には大いに議論をしたいところではあります。ただ、非常に奥深い問題でもありますし、一番最初にやると、かなり頭でっかちな議論になる危険もあるような気がします。今おっしゃったように、個別の手續の関係に当然絡んでくるでしょうし、1を念頭に置きながら個別の議論もすべきだろうと思いますので、そういう形で整理するということも考えられます。

もし最初にやるとすれば、平成19年改正の際の議論として、構造論などに関してどのような考え方が言われていたかを確認するという程度に、まずはとどめておいて、あとで個別の議論をする中で、更に突っ込んだ議論をしていくという形もあり得るかと思えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに議論の順序などについて御意見があれば、この機会に承りたいと思います。

それでは、議論の順序につきましても、論点整理案を、今日いただいた御意見を踏まえたものに修正することを含め、事務局の方で更に検討をさせていただいた上で、次回に先立ちまして皆さんにお諮りして段取りを決めていきたいと思えます。

そのようにさせていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

(一同 異議なし。)

○上富刑事法制管理官 それでは、本日の第2回の会合はここまでとさせていただきたいと思えます。次回の会合は、5月30日、木曜日の午後3時ということで開催したいと思っております。開催の場所については、後日改めて御連絡させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。